

第3節 各種政策の効果と新たな経済対策

リーマンショックや大震災の後に、マクロ経済に影響を及ぼし得る様々な政策が採られてきた。その中には、既に終了し、あるいは終了を迎えつつあるものも少なくない。そうしたものを含め、以下では、景気への影響という観点から、これらの政策の効果や政策終了の影響を検討する。その一方で、2012年夏場以降、景気に弱い動きが出てきたことを踏まえ、同年11月30日には新たな経済対策が取りまとめられている。その内容についても紹介する。

1 エコカー補助金の効果とその反動

環境対策や国内市場の活性化を目的として導入されたエコカー補助金が2012年9月に終了した。エコカー補助金は、これまで個人消費を下支えしてきたため、制度終了に伴う新車販売の低迷が個人消費を中心とする我が国経済へ与える影響について、しばらく注視が必要である。ここでは、エコカー補助金の概要と、その新車販売への影響について論ずる。さらに、新車に対する潜在需要を推計し、販売実績と比較することによって、エコカー補助金の影響を検討する。

(エコカー補助金の概要と新車販売台数の推移)

エコカー補助金は、一定の環境性能を満たす新車を購入し、一年間使用する者に補助金を交付する制度である。2009年4月に初めて導入され2010年9月に終了したが、平成23年度第4次補正予算によって2011年12月に復活した。今回のエコカー補助金制度を前回の制度と比べると、いくつか異なる点がある。第一に、予算規模が縮小され、前回よりも補助金を受けられる台数(累計)が少なくなった(第1-3-1表)。第二に、今回はスクラップ・インセンティブ制度が導入されず、消費者が中古車を廃車にする誘因が働かなかつた²³。第三に、軽自動車に対する補助金額が5万円から7万円へ増額され、普通乗用車や小型乗用車を購入するより軽自動車を購入する方が相対的に有利な制度になった²⁴。

²³ 前回の制度では、13年超の経年車を廃車にすると補助金額が大幅に増加する仕組み(スクラップ・インセンティブ)があった。

²⁴ 補助金額の比較は、前回の廃車を伴わないケース(申請方法②)と今回の比較。

第1-3-1表 エコカー補助金制度の新旧比較

軽自動車に対する補助金が増額

	旧エコカー補助金		新エコカー補助金
期 間	09年4月～10年9月		11年12月～12年9月
種 類	申請方法①	申請方法②	申請方法①
主 な 条 件	環境対応車の購入 13年超の経年車を廃車	環境対応車の購入 —	環境対応車の購入 —
補 助 金 額	乗用車25万円 軽自動車12.5万円	乗用車10万円 軽自動車5万円	乗用車10万円 軽自動車7万円
予 算 総 額	約5,800億円		約2,700億円

- (備考) 1. 経済産業省の資料により作成。
 2. 環境対応車の環境基準は申請方法ごとに異なる。また、全て新車購入のみが対象である。
 3. 予算総額は、旧エコカー補助金の対象車は自家用車、事業用車。新エコカー補助金の対象車は、自家用車のみ。

エコカー補助金導入後の新車販売動向を前回との比較を交えて概観する。前回のエコカー補助金の際は、制度が導入されてから徐々に販売台数が増加し、その後しばらく横ばいで推移してから、終了直前に大きな駆け込み需要が発生した。一方、今回は、制度が復活した直後から販売台数が大きく増加したものの、その後は伸び悩み、制度終了直前に期待された駆け込み需要も盛り上がり欠けた(第1-3-2図(1))。このように、両者は効果の発現パターンにおいて、対照的な動きを示していた。

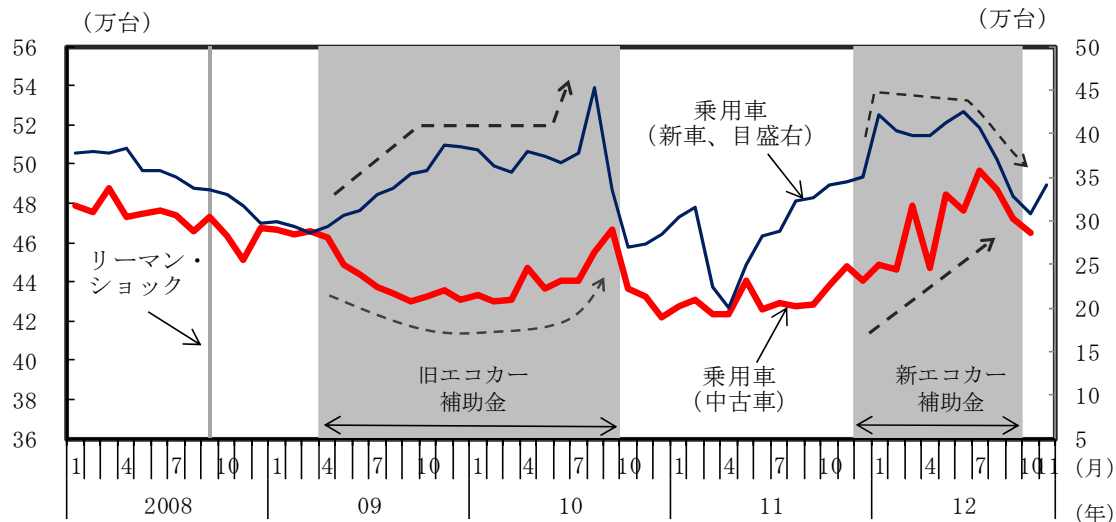
今回大きな駆け込み需要が発生しなかった背景としては、①エコカー補助金が復活した直後から早期の補助金終了が予想されており、消費者が早めに自動車購入を行ったこと、②一部の人気車種において、生産が注文に追いつかないという事例(供給制約)が発生したことが指摘できる²⁵。

なお、中古車は前回の補助金導入後に販売が低迷したが、今回は堅調に増加した。この背景としては、2度目のエコカー補助金ということで、消費者が単純に補助金が出る新車へ飛びつくのではなく、新車と中古車の購入価格や性能の差などを総合的に判断して、慎重に自動車購入を行った可能性が指摘できる。また、前回はスクラップ・インセンティブ制度が導入されたが、今回は適用されなかったため、前回ほど中古車の供給が減少しなかったことも影響していると見られる。

²⁵ 今回は、前回よりも多くの自動車メーカーがエコカー補助金終了後も補助金相当額を補償するキャンペーンを実施した。このことも、今回、駆け込み需要が発生しなかった要因として指摘されている。しかし、補償キャンペーンを行ったメーカーと行わなかったメーカーの販売台数を比較したところ、その推移に大きな差異は見られなかった。

第1-3-2図 自動車販売台数

エコカー補助金導入後の新車販売動向は、前回と対照的



- (備考) 1. 日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。
 2. 内閣府による季節調整値。なお、最新月はナンバーベース（特殊用途車を乗用車や貨物車に配分する）によるが、それ以前の月は登録ナンバーベース（特殊用途車を乗用車や貨物車に配分しない）によるものであり、両者は厳密には一致しない。

(車種により政策効果に差)

エコカー補助金の効果は車種ごとに異なっているが、その特徴は以下のように整理できる。第一に、普通乗用車の販売は、前回のエコカー補助金導入時には最も恩恵を受けたが、今回は補助金の効果が顕著には見られなかった（第1-3-3図（1）、（2））。第二に、小型乗用車と軽乗用車は、補助金効果によって販売台数を伸ばしたが、補助金終了直前の駆け込み需要は発生しなかった。第三に、小型乗用車と軽乗用車には、新型車を投入した効果も見られた。

新型車投入効果を見るため、補助金が復活した2011年12月時点の車名別ランキング上位3位の自動車と、補助金復活と同時期に投入された新型車A（小型）、新型車B（軽）の販売推移を確認する²⁶（第1-3-3図（3））。新型車はともに、補助金復活以降、上位3位に肩を並べるほど急速に販売台数を伸ばしたことが確認できる。これら新型車を除いた小型乗用車、軽乗用車の推移を見ると、軽乗用車は新型車B以外の車種も比較的好調な販売を維持する一方で、新型車A以外の小型乗用車の販売は増勢が弱い（第1-3-3図（4））。

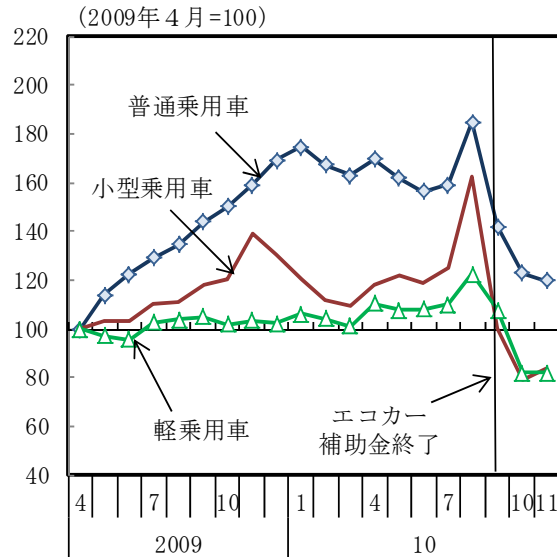
以上より、今回の補助金復活後に普通乗用車と比べて軽乗用車と小型乗用車の販売が好調だった要因は、前者については補助金が増額された効果と新型車投入効果の両面、後者については、主に新型車投入効果によるものと推察される。

²⁶ 新型車もエコカー補助金の対象であるため、補助金が増額された効果も含んでいる点には留意する必要がある。

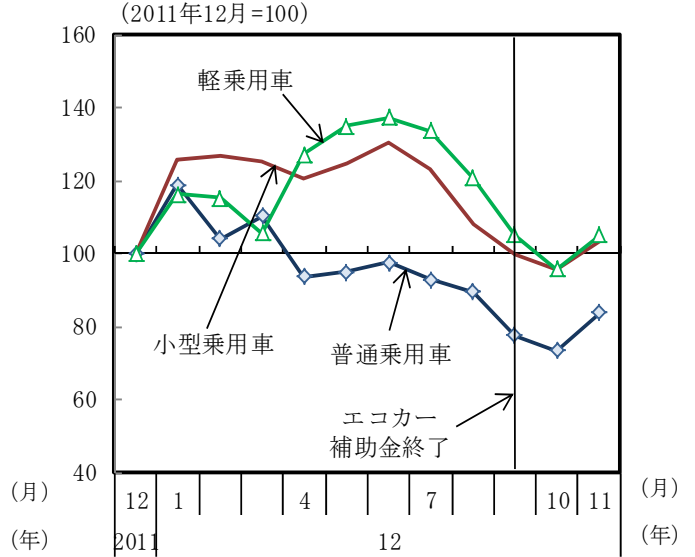
第1-3-3図 車種別の新車販売動向

今回は新型車の躍進が大きな特徴

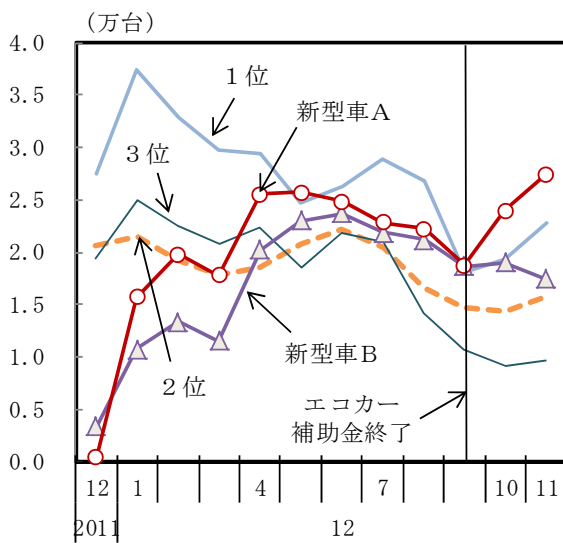
(1) 車種別の新車販売 (前回)



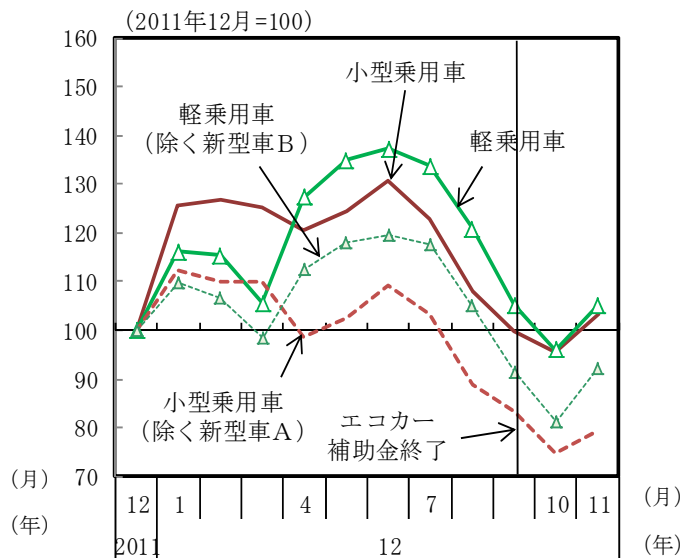
(2) 車種別の新車販売 (今回)



(3) 新型車投入の効果



(4) 新型車を除く軽・小型乗用車



(備考) 1. 日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。
2. 内閣府において季節調整をおこなった数値。

(エコカー補助金終了に伴う個人消費の押下げ効果)

エコカー補助金終了後の個人消費の反動減については、どのように考えるべきだろうか。前回の補助金終了時は、終了直前の駆け込み需要が大きかったこともあり、2010年7-9月期の新車販売台数(含む軽)は前期比4.1%増加したが、10-12月期は同29.2%減と大きく落ち込んだ。名目個人消費に占める自動車の割合を約3%と仮定すると、前回の新車販売の

反動減は2010年10-12月期の名目個人消費を1%程度押し下げたことになる²⁷。

今回の補助金は9月21日に終了したが、2012年7-9月期の新車販売台数(含む軽)は、駆け込み需要の不振により前期比10.5%減となったため、名目個人消費を約0.3%押し下げたと考えられる。前回は、2010年9月に補助金が終了した後、10月は大幅な反動減が生じた。その後もエコカー補助金終了の影響は残ったと考えられるが、前月比では11月以降プラスに転じた。今回も、11月の新車販売台数は前月比プラスとなっている。そこで、仮に、12月の新車販売台数が11月(季節調整値)と同水準で推移すると、2012年10-12月期の新車販売台数は前期比10.5%減となり、名目個人消費を約0.3%押し下げると推察される。また、11月の前月比伸び率と同水準で増加すると、2012年10-12月期の新車販売台数は前期比7.2%減となり、名目個人消費を約0.2%押し下げることとなる。もっとも、新車販売台数が12月以降も増加を続けるとは限らない。新車販売の動向が、個人消費を中心とする我が国経済に与える影響については、しばらく注視が必要である。

(潜在需要との対比から見たエコカー補助金の影響)

我が国の新車に対する潜在需要には、以下の諸点が影響を与える。第一に、総世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2015年をピークに減少に転じる。第二に、自動車保有台数は、自動車需要が飽和状態にあることや世帯数の伸びが鈍化していること等から、頭打ち傾向にある(第1-3-4図(1)、(2))。第三に、自動車の平均使用年数は、耐久性能の向上等によって、2000年に入ってから飛躍的に上昇しており、買い換えサイクルが長期化している(第1-3-4図(3))。したがって、新たなニーズの発掘等が行われない場合、我が国の新車の潜在需要は、長期的に低下傾向を辿る可能性が高い。

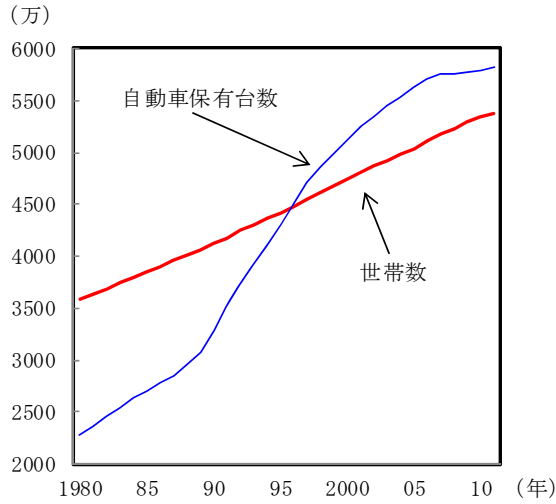
最後に、新車に対する潜在需要を推計し、販売実績と比較することによって、エコカー補助金の影響を考えてみると、以下の諸点が明らかになる。前回のエコカー補助金は、新車販売台数が潜在需要から落ち込んだときに導入され、その後の新車販売の回復に寄与したが、駆け込み需要が潜在需要をかなり上回ったことにより、その反動減も大きなものとなった。一方、今回は新車販売台数が潜在需要からさほど乖離していない時期に導入され、その後の新車販売台数は潜在需要を上回って推移したため、駆け込み需要は発生しなかった(1-3-5図)。なお、エコカー補助金は、前回も今回も新車販売台数を増加させる効果があったが、制度導入時や終了時に販売台数が大きく変動するリスクがあることが再認識された。

²⁷ 家計調査の消費支出に占める「自動車等購入」の比率が約2% (平成22年家計調査年報ベース)、家計消費状況調査の支出総額に占める「自動車(新車)」の比率が約4% (平成22年家計消費状況調査年報ベース)であることから、ここではその中間の値を用いた。

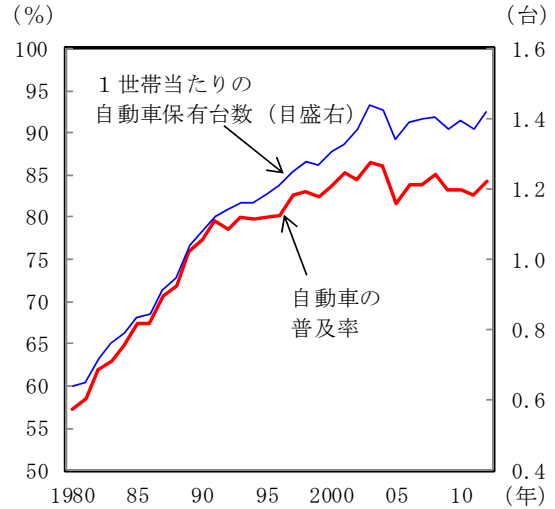
第1-3-4図 自動車の需要を取り巻く環境

自動車需要は飽和状態

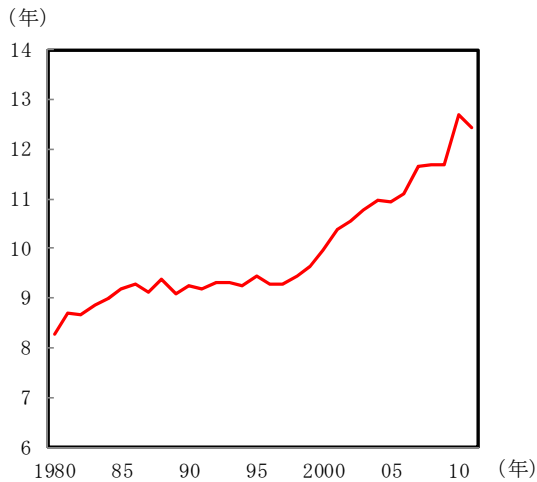
(1) 自動車保有台数と世帯数



(2) 自動車普及率と1世帯当たりの自動車保有台数



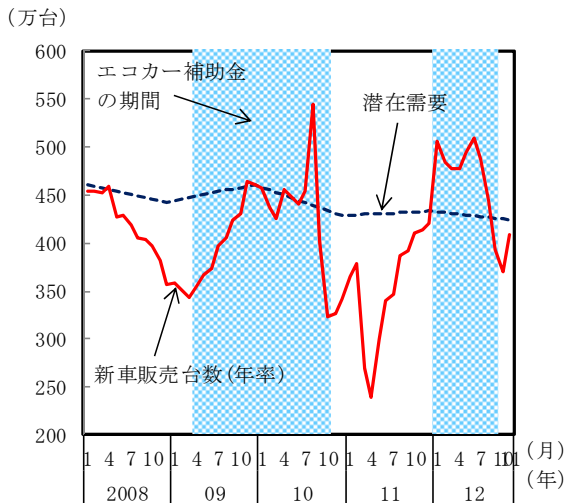
(3) 自動車の平均使用年数



(備考)
 総務省「住民基本台帳」、自動車検査登録情報協会
 「わが国の自動車保有動向」、内閣府「消費動向調査」
 により作成。

第1-3-5図 自動車の潜在需要

今回のエコカー補助金の効果により、新車販売台数は潜在需要を超過



(備考)

1. 内閣府「国民経済計算」、総務省「住民基本台帳」、自動車検査登録情報協会、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。
2. 潜在需要は以下の式で推計。括弧内は t 値。

$$p_t = 7.14 + 0.01 \cdot I_t - 0.45 \cdot U_t + 1.14 \cdot p_{t-1} - 0.73 \cdot p_{t-2}$$
 (2.39) (1.10) (-2.59) (6.57) (-3.90)
 p_t : 世帯が自動車を購入する確率 (新車販売台数/世帯数)
 I_t : 1世帯当たり所得
 U_t : 自動車の平均使用年数

2 中小企業金融円滑化法の効果と出口戦略

中小企業金融円滑化法（以下、「金融円滑化法」という）が、2013年3月末に最終期限を迎える予定である。この法律は、リーマンショック以降の我が国経済の悪化を受けた臨時措置として施行されたものであるが、この法律の特徴とその効果、さらには期限終了に伴う影響について考えてみよう。

（金融円滑化法の導入経緯とその特徴）

金融円滑化法は、我が国経済がリーマンショック後の急速な悪化から立ち直りつつある中で、中小企業の資金繰りを支援するための方策として、2009年12月に施行された。一般に、中小企業は大企業に比べて財務基盤が弱く、景気が悪化すると資金調達が困難になるため、過去の不況期においても、様々な資金繰り対策が実施されてきた。代表的なものとして、金融システム不安が高まっていた1998年10月に創設された特別保証制度、リーマンショック直後の2008年10月に創設された緊急保証制度が挙げられる。

金融円滑化法は、金融機関に対し、中小企業からの申し出に応じて貸付条件を変更する努力義務を課すことにより、中小企業の資金繰りを支援する法律である。そのため、信用保証制度を強化することによって、中小企業が必要とする事業資金の供給を行う特別保証制度や緊急保証制度とは、仕組みが大きく異なっている（第1-3-6表）。また、この法律は努力規定であるものの、金融機関は実施状況を行政庁に報告しなければならないため、実効性が担保されている。

第1-3-6表 中小企業資金繰り対策の特徴

これまでの中小企業資金繰り対策と異なる金融円滑化法

	特別保証制度	緊急保証制度	金融円滑化法
制度の運用期間	1998年10月～2001年3月	2008年10月～2011年3月	2009年12月～2013年3月（予定）
事業規模	総額30兆円	総額36兆円	なし
円滑化の手段	事業資金の供給 （信用保証の強化）	事業資金の供給 （信用保証の強化）	貸付条件の変更
主体（保証／貸付）	信用保証協会	信用保証協会	金融機関
対象	中小企業	中小企業	中小企業及び個人
申請要件	市町村の認定が必要	市町村の認定が必要	なし
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金	運転資金・設備資金・住宅資金
1社当たりの保証限度額	2億5千万円 （無担保保証は5千万円）	2億8千万円 （無担保保証は原則8千万円）	—
保証料率	0.75%以下	0.8%以下	—
保証期間	運転：5年以内、設備：7年以内	10年以内	—
据置期間	1年以内	2年以内	—
制度の目的	金融環境の変化により必要事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、信用保証協会保証付融資によりその事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。	国際的な金融不安、経済の収縮による悪影響により、必要な事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。	最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（備考）内閣府作成。

（金融円滑化法の利用状況とその効果）

金融円滑化法に基づく中小企業向け貸付条件の変更実績を見ると、2012年9月末時点で申込件数が累計約370万件、実行件数が同約344万件となっている。審査中及び取下げを除いた実行率は、97%を上回る高い水準で推移している（第1-3-7図（1））。また、東京商工会議所が2012年8月に実施した調査によると、金融円滑化法による貸出条件の変更について、「すでに申請している」及び「申請を検討している」と回答した企業の割合は約10%である。以上より、金融円滑化法は非常に多くの中小企業に利用されていることがわかる（第1-3-7図（2））²⁸。

金融円滑化法による中小企業の経営改善効果を、東京商工会議所の調査から確認すると、「非常に効果があった」及び「やや効果があった」と回答した金融機関の割合は53.3%であり、半数以上の金融機関がその効果を認めている。業態別に見ると、都市銀行（68%）や政府系等（67.5%）では割合が高いが、経営規模の小さな信用金庫（48.2%）や信用組合（50%）

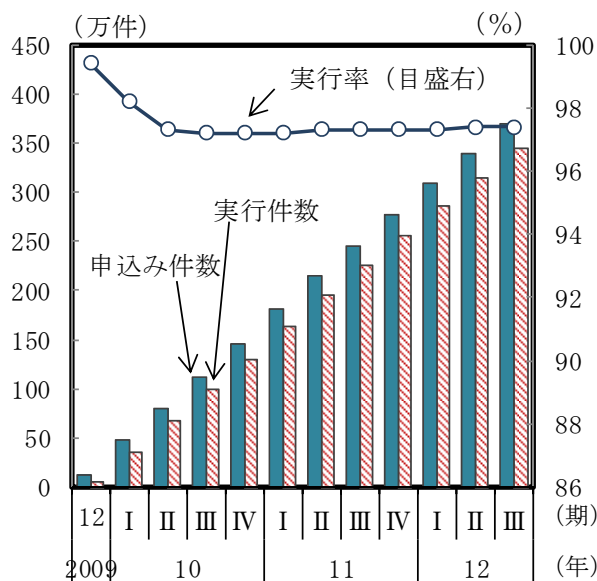
²⁸ 我が国の中小企業数が約420万社（2009年、中小企業庁）であることから概算すると、約42万社が利用した計算になる。また、東京商工リサーチ社の推定によると、金融円滑化法を活用した企業数は、条件変更が終了した企業を含めて30万社～40万社である。

では割合が低い。後者は、厳しい経営状況に置かれている中小零細企業を数多く抱えており、こうした企業は金融円滑化法によっても状況が改善しないケースも多いと考えられる。

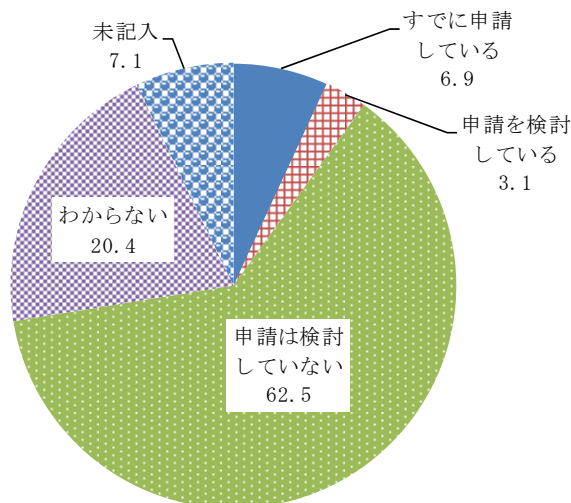
第1-3-7図 中小企業金融円滑化法の利用状況について

金融円滑化法は非常に多くの中小企業が活用

(1) 中小企業による貸付条件変更の申込件数
(累計)の推移



(2) 貸付条件変更を申請した割合
(2012年8月現在)



(備考) 金融庁「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について」、東京商工会議所「中小企業金融に関するアンケート調査結果」により作成。

(金融環境は一貫して改善し、倒産件数も減少傾向)

金融円滑化法施行後の中小企業を取り巻く金融環境と倒産状況について概観する。資金繰りDIと貸出態度DIを見ると、いずれも一貫して改善傾向にある(第1-3-8図)²⁹。こうした中、企業規模別の倒産件数を見ると、中小企業の倒産件数は減少傾向にあり、零細企業の倒産件数も悪化に歯止めがかかっている。その結果、倒産件数の合計は歴史的な低水準にある(第1-3-9図)。

また、信用保証協会による新規保証承諾件数と代位弁済件数の関係を見ると、1998年に特別保証制度が導入された際には、まず新規保証承諾件数が増加している(第1-3-10図)。それに応じて、代位弁済件数は一時的に減少するものの、その後、大幅に増加している。一方、2008年に緊急保障制度が導入された際の動向を見ると、新規保証承諾件数が増加し、代位弁済件数が一時的に減少する点は同様である。しかし、その後は、金融円滑化法が施行された時期と機を一にして代位弁済件数が減少に転じており、金融円滑化法が代位弁済件数の

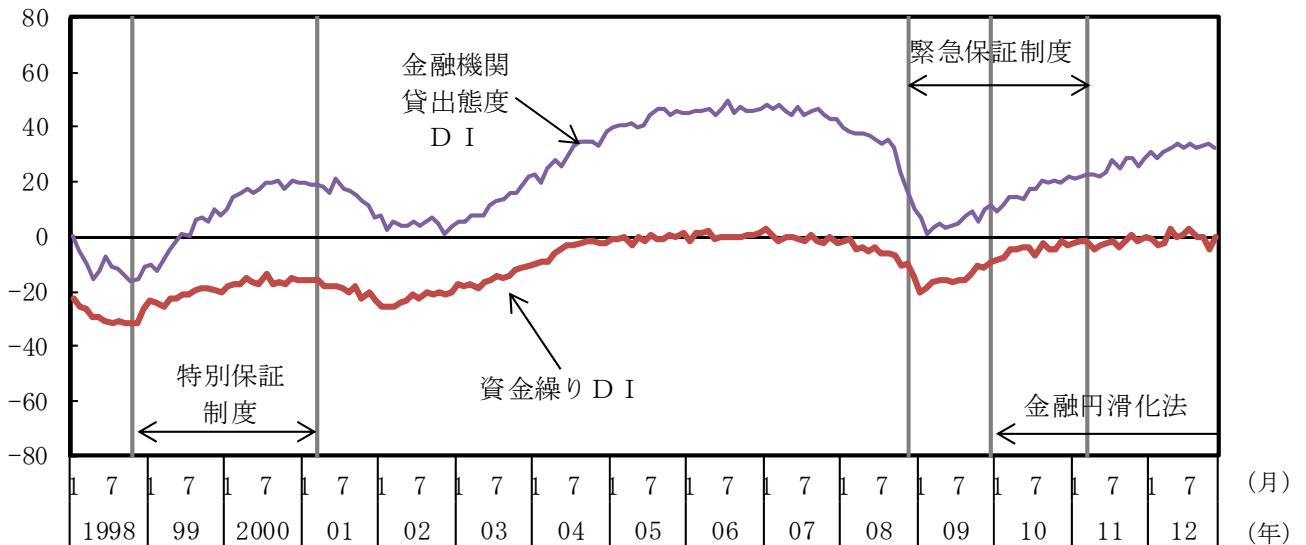
²⁹ 資金繰りDIは「余裕」-「窮屈」、貸出態度DIは「緩和」-「厳しい」。

減少に寄与していることを示唆している。

こうした状況を総合的に判断すると、金融円滑化法は、リーマンショック後の急速な景気悪化からの回復過程において、中小企業の資金繰りの改善や企業倒産の抑制等に一定の効果を有したと考えられる。

第1-3-8図 中小企業を取り巻く金融環境

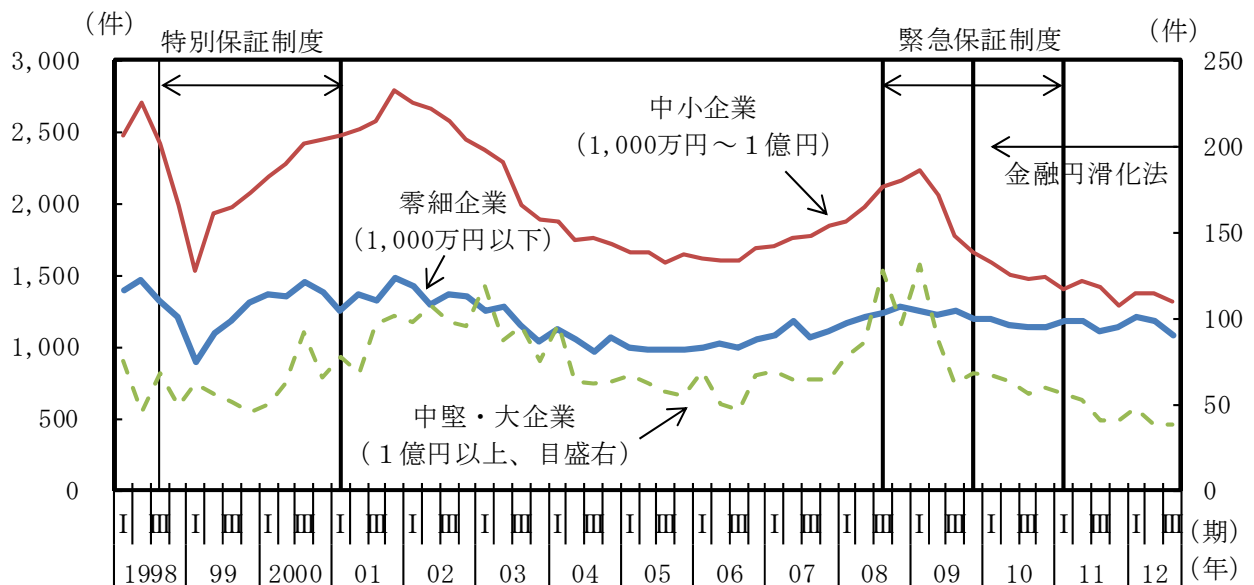
金融環境は一貫して改善



(備考) 日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

第1-3-9図 規模別倒産件数

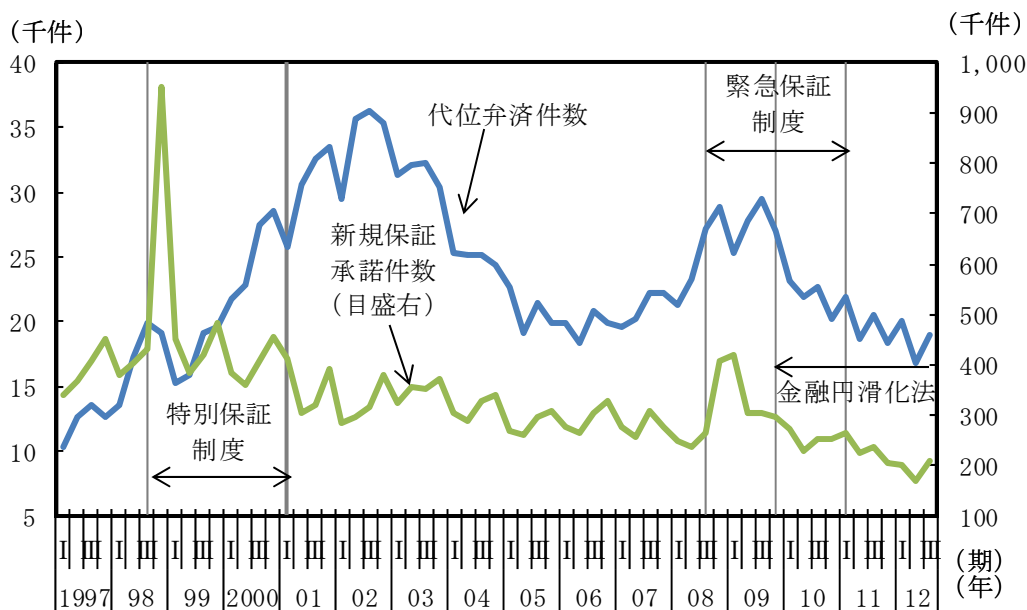
中小企業の倒産件数は減少、零細企業の倒産件数にも歯止め



(備考) 東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。

第1-3-10 図 信用保証協会の代位弁済件数と新規保証承諾件数

金融円滑化法施行後の代位弁済件数は減少傾向



(備考) 全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」により作成。

(中小企業金融円滑化法の出口に向けて)

金融円滑化法の期限終了に伴って次のような影響が懸念される。まず、中小企業の資金繰りが行き詰まり、倒産件数が増加するリスクがある。金融円滑化法に基づいて貸付条件の変更を行った企業の倒産件数が増えており、期限終了に伴って倒産件数がさらに増加する可能性がある(第1-3-11 図(1))。また、企業倒産件数は横ばいとなっているが、緊急保証制度を適用した企業の代位弁済額は高水準で推移していることから、同制度を利用するような体力の弱い中小企業の経営は依然として厳しい状況にあると見られる(第1-3-11 図(2))。

一方、金融機関については、不良債権の増加や収益悪化等が懸念される。金融機関の財務状況が大きく悪化する場合には、バランスシート調整圧力が強まり、貸出抑制や債権回収を通じて实体经济に悪影響を及ぼす可能性がある。東京商工会議所の調査によると、中小企業金融安定化法が終了した場合に、「大きな影響がある」及び「やや影響がある」と回答した金融機関の割合は60.4%と高い。

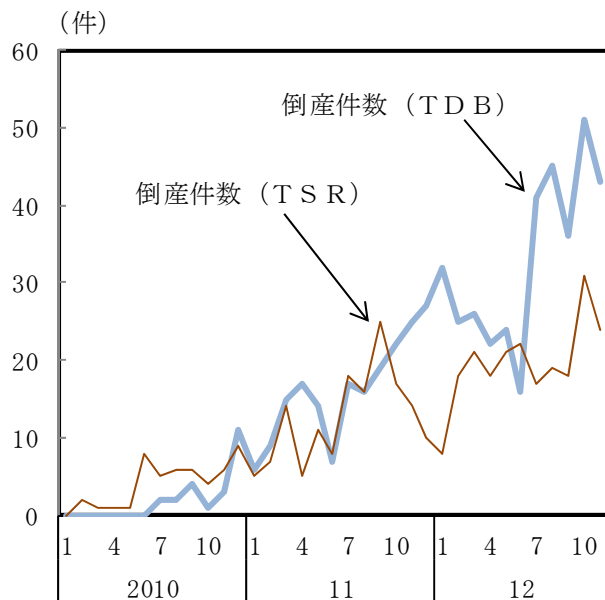
ただし、金融円滑化法が最終期限を迎えた後も、セーフティネット保証制度等の金融円滑化対策は継続される。また、政府は、2012年4月、中小企業金融安定化法の出口戦略として、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を打ち出した。こうした対策を着実に実施に移し、健全な中小企業の資金繰りを支援することを通じて、金融円滑化法の終了に伴う我が国経済への影響が大きなものとならないよ

うにしていくことが重要である。

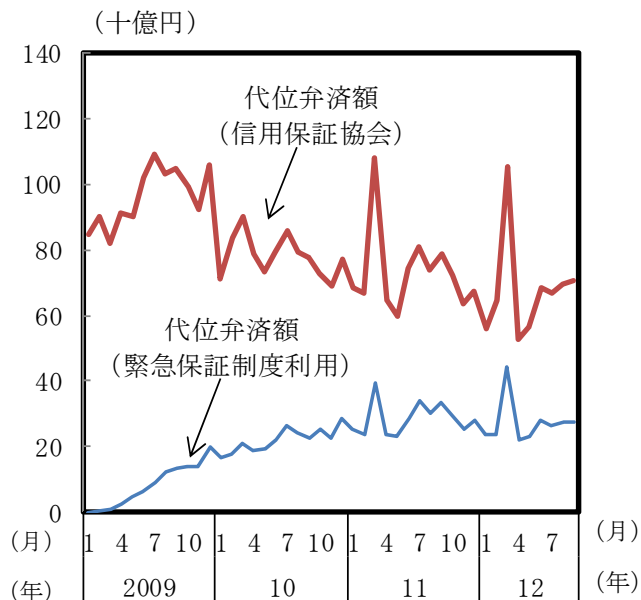
第1-3-11 図 中小企業金融円滑化策利用企業の状況

金融円滑化法に基づく貸付条件変更企業の倒産件数は増加

(1) 金融円滑化法に基づく貸付条件変更を行った企業の倒産件数



(2) 信用保証協会による代位弁済額等



(備考) 東京商工リサーチ (TSR) 「「中小企業金融円滑化法」に基づく貸付条件変更利用後の倒産動向」、帝国データバンク (TDB) 「「金融円滑化法利用後倒産」の動向調査」、全国信用保証協会「信用保証実績の推移」、中小企業庁「景気対応緊急保証の代位弁済」により作成。

3 復旧・復興のための政府支出の効果

復旧・復興のための政府支出について、予算の措置状況、執行状況及びそれを踏まえた今後の支出見通し、公共投資の波及効果の検証を行う。

(2013年には復興予算の景気下支え効果は弱まっていく見込み)

まず、2011年度1次～3次補正予算及び2012年度当初予算で措置された東日本大震災復旧復興関連予算(以下、復興予算という)について見ると、2012年度当初予算時点で約18兆6,000億円が措置されている(第1-3-12表)。2011年7月に策定された「東日本大震災からの復興の基本方針」では当初5年間を復興集中期間とし、その間の事業規模を19兆円程度としているので、2012年度当初予算時点で既に98%弱が措置されていることになる。このうち、予算書に付与されている経済性質別分類を用いてGDPを構成する公的需分金の額を推計すると、政府投資分が約5.9兆円、政府消費分が約2.3兆円となり、総額は約8.2

兆円となる³⁰。

次に、復興予算の執行状況を見ると、2011年度補正予算のうち、約4.8兆円が繰り越され、約1.1兆円が不用となったため、2011年度補正予算の支出額は約9兆円、執行率は60.5%にとどまった。2012年度は、当初予算3.7兆円と前年度からの繰り越し分をあわせた予算現額は約8.4兆円となり、2011年度の支出額を下回ることとなった(第1-3-13図(1))。2012年度の予算現額は当年度中にその大部分が執行されると考えられることから、2012年度の繰越額は、2011年度のそれと比べて大幅に少なくなり、2012年度当初までに講じられた復興関連予算による下支え効果は、2013年度には弱まっていくと見込まれる。

ただし、ここでは、国から地方公共団体等の事業主体に資金が支出された時点を執行としてとらえているため、事業主体の支出までにはタイムラグが生じる。したがって、GDPに対する効果は2013年度にずれ込むと見込まれる。なお、内閣府年央試算(2012年8月公表)では、公的需要の寄与について、2012年度は+0.4%、2013年度は-0.3%と試算されている(第1-3-13図(2))。

また、2011年度予算の繰越額について、その繰越理由を見ると、75%以上が「計画に関する諸条件」となっている。被災自治体においては、今後も防災集団移転促進事業や土地区画整理事業に係る計画策定が多数予定されており、こうした事業に係る計画の策定・変更などの状況次第では、事業の実施時期が遅れる可能性もあると考えられる(第1-3-13図(3))。

³⁰ 使途が定まっていない地方交付税交付金や予備費は含まれていない。

第1-3-12表 東日本大震災復旧復興関連予算

2012年度当初予算時点で復興集中期間分の98%弱を措置済み

(億円)

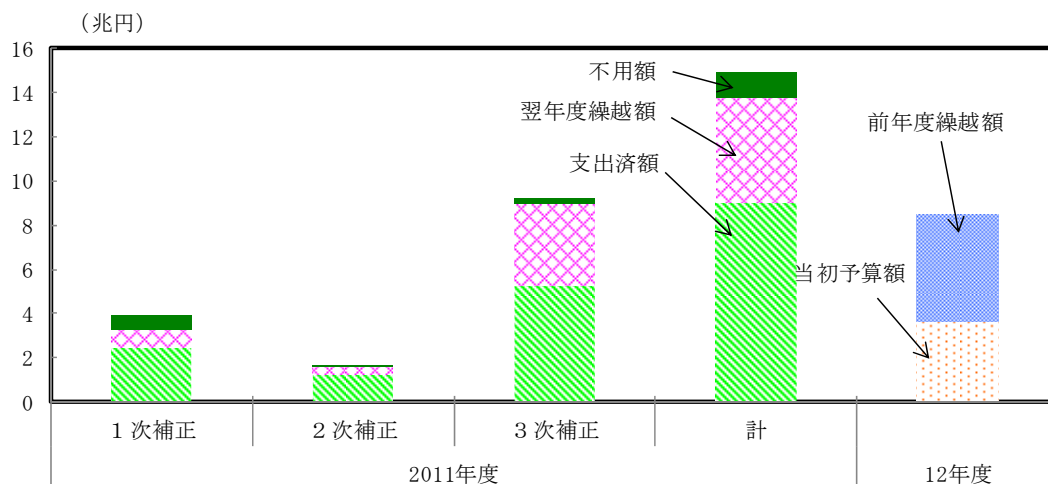
	2011年度			2012年度	計
	補正第1号	補正第2号	補正第3号	当初予算	
災害救助等関係経費	4,829	—	941	762	6,532
災害廃棄物処理事業費	3,519	—	3,860	3,442	10,821
災害対応公共事業関係費	12,019	—	—	—	12,019
施設費災害復旧費等	4,160	—	—	—	4,160
公共事業等の追加	—	—	14,734	5,091	19,826
災害関連融資関係経費	6,407	—	6,716	1,210	14,332
地方交付税交付金	1,200	4,829	16,635	5,490	27,899
東日本大震災復興交付金	—	—	15,612	2,868	18,479
原子力損害賠償法等関係経費	—	2,754	—	—	2,754
原子力災害復興関係経費	—	—	3,558	4,811	8,369
被災者支援関係経費	—	3,774	—	—	3,774
東日本大震災復興対策本部運営経費	—	5	—	—	5
全国防災対策費	—	—	5,752	4,827	10,579
その他の東日本大震災関係経費	8,018	—	24,631	3,999	36,648
東日本大震災復旧・復興予備費	—	8,000	-2,343	4,000	9,657
計	40,153	4,829	90,095	36,500	185,855
政府最終消費支出見込み分	6,530	218	8,084	8,348	23,180
公的固定資本形成見込み分	13,610	243	35,192	9,674	58,719
公的需要見込み分計	20,140	461	43,276	18,022	81,899

- (備考) 1. 財務省公表資料及び総務省公表資料により作成。
 2. 政府最終消費支出見込み分は、経済性質別分類が「11 雇用者報酬」、「12 中間投入」、「13 生産・輸入品に課される税」、「14 現物社会給付等」、「15 無基金雇用者社会給付」、「81 経常支出」となっている金額を集計。公的固定資本形成見込み分は、「20 資本形成」、「82 資本形成」、「92 資本移転」、「93 公務員宿舍施設費」となっている金額を集計。

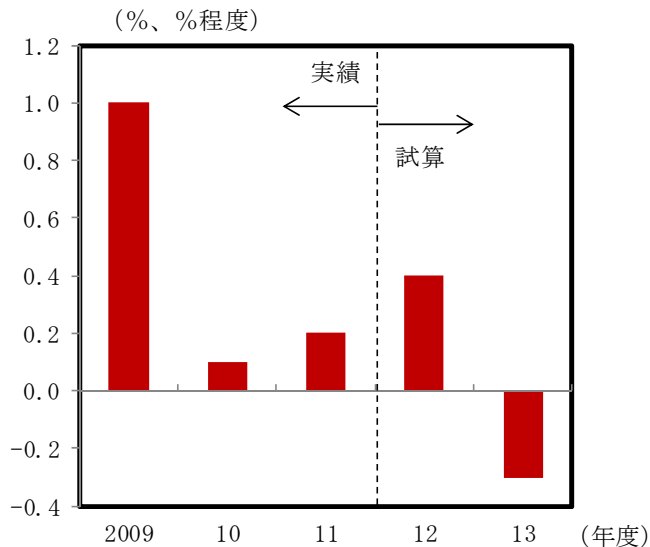
第1-3-13図 震災関連予算の執行状況

2012年度震災関連予算現額は2011年度支出済額を下回る

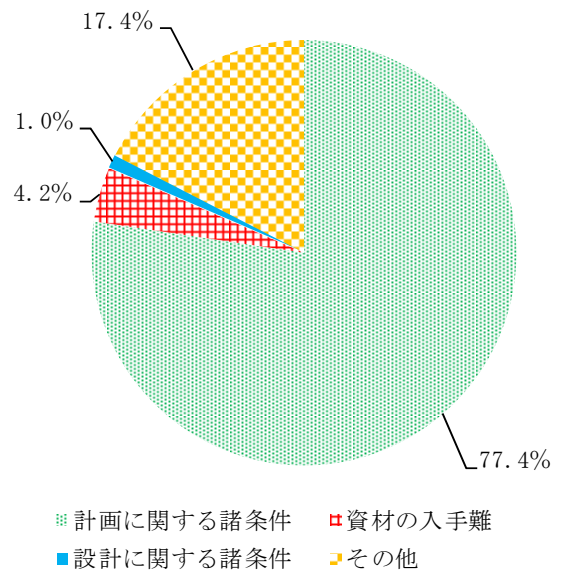
(1) 2011年度震災関連予算の支出状況



(2) 内閣府年央試算（2012年8月公表）における
公的需要寄与の見通し



(3) 2011年度震災関連予算の繰越理由



- (備考) 1. 会計検査院「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」、財務省公表資料、内閣府「国民経済計算」、内閣府「平成24年度の経済動向について（内閣府年央試算）」により作成。
2. (2)の2011年度までは「国民経済計算」における実績値。2012年度以降は「平成24年度の経済動向について（内閣府年央試算）」における試算値。
3. (3)のその他の内訳は、気象の関係、用地の関係、補償処理の困難、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定困難、上記以外のもの、その他のやむを得ない事由（事故繰越を含む）。

(製造業において全国的に波及効果)

復興予算のうちの公共投資予算（約5兆円）が、どの地域のどの産業の生産に波及するかを検証する。公共投資が東北の建設業新規需要となると仮定し、平成17年版地域間産業連関表を用いて試算したところ、以下の諸点が明らかになった（第1-3-14図）。

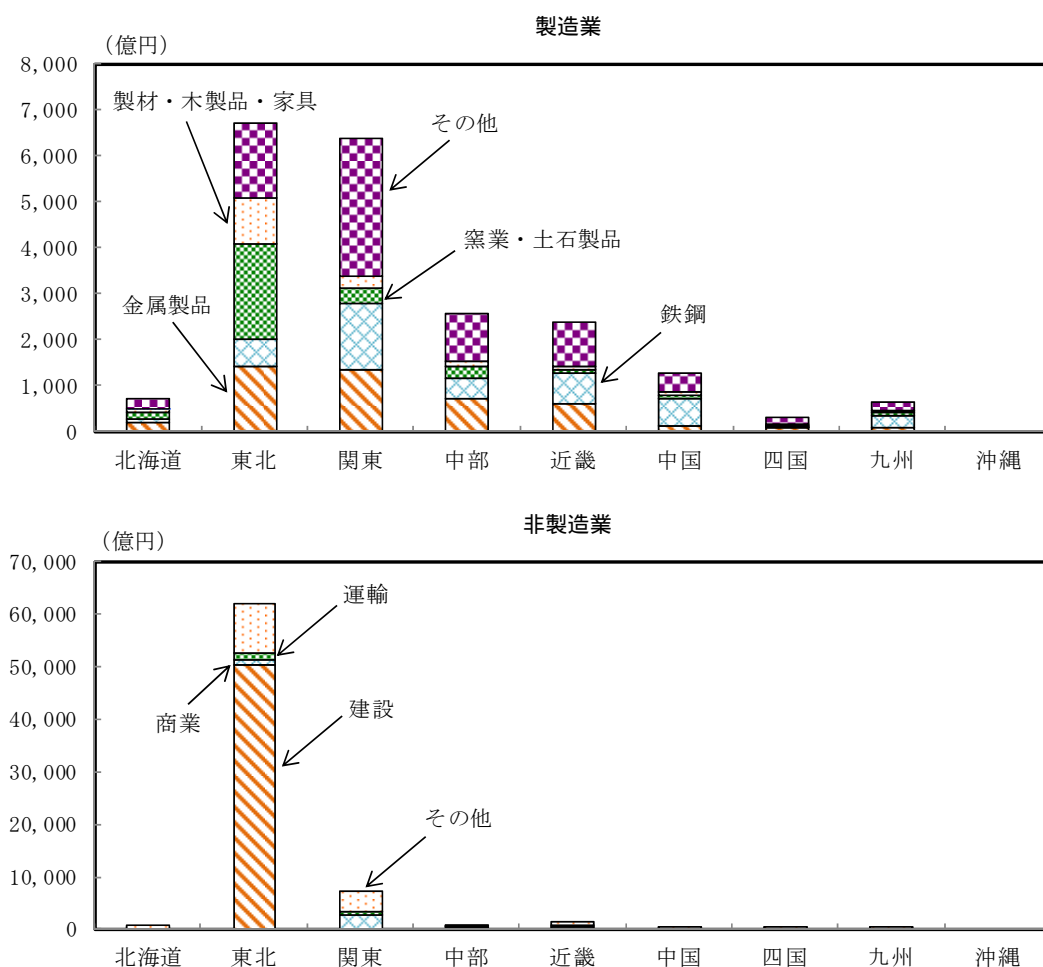
第一に、公共投資の形で復興需要は、東北にとどまらず他地域の生産活動を押し上げる。製造業、非製造業別に見ると、製造業では、三大都市圏を中心に、全国的な波及効果が確認できる。一方、非製造業では、関東に波及効果が確認できるのみで、全国的な波及効果は見られない。

第二に、製造業では、全体としては金属製品、鉄鋼、窯業・土石製品、製材・木製品・家具への波及が大きい。このうち、金属製品は主に三大都市圏への波及が確認できる。鉄鋼は、三大都市圏のみならず中国、九州にも波及が確認できる。また、窯業・土石製品、製材・木製品・家具といった業種は、全国的な波及影響はあまり見られず、ほぼ東北内で賄われることが確認できる。

第三に、非製造業では、全体としては建設業、商業、運輸業への波及が大きい。建設業は地場産業と考えられ、東北内に効果がとどまる。ただし、商業は関東への波及が確認できる。

第1-3-14図 地域別部門別生産額誘発額

三大都市圏を中心に全国の製造業へ波及



(備考) 経済産業省「平成17年版地域間産業連関表」により作成。

4 雇用調整助成金等の効果

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金(以下、「雇用調整助成金等」という)は、景気変動等の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業等させた場合、その手当等の一部を助成する制度である。これまで、リーマンショック後の急激な製造業の生産下落等に対応するために、支給要件緩和による機能拡充が行われ、雇用維持に一定の役割を果たしてきたと考えられる。その後も、大震災後の雇用情勢の悪化に対応するために、支給要件の緩和がなされたが、こうした経済的なショックが生じた際、雇用調整助成金等がどの程度雇用を維持し、失業率を抑制したかについて検証を行う。

(失業率の抑制に寄与した雇用調整助成金等の施策)

雇用調整助成金等がなかったと仮定した場合の失業率を推計し、実際の失業率と比較する

ことによって、雇用調整助成金等が失業率をどの程度引き下げるかを検証したところ、以下の諸点が明らかになった。

第一に、リーマンショック後の2009年後半には、30～70万人程度の失業者を減少させ、失業率を0.5～1.0%程度抑制していたと試算される（第1-3-15図（1））。

第二に、被災3県においては、大震災直後の2011年第4-6月期に最大1.2%ポイント程度の失業率抑制効果があったものと考えられ、リーマンショック時と同程度の雇用下支え効果が見られる（第1-3-15図（2））。

第三に、最近では、対象者、支給額ともに減少しており、押下げ効果は縮小している。

また、雇用調整助成金等によって仮に雇用が維持されたとしても、それが一時的なものであり、その後に事業所の廃止や対象従業員の解雇が生じているとすれば、雇用調整助成金等は、結果として労働生産性の高い分野への労働移動を妨げ、企業構造の調整を遅らせたことになる。この点を評価するため、厚生労働省の2011年度調査の結果を見ると、「利用後1年経過後の事業所廃止率（支給額ベース）」は0.7%、「助成対象から半年経過後の労働者の雇用維持率」は93.8%となっている。厚生労働省「雇用保険事業年報・月報」を見ると、平成23年度の廃業率は3.9%、雇用維持率³¹は87.9%であることから、雇用調整助成金等の支給を受けた事業所において、事業所廃止や対象従業員の解雇が顕著に生じているわけではない。

これらのことから、雇用調整助成金等は、経済的ショックが生じた際、失業リスクが一挙に顕在化することを防ぎ、雇用維持に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

今後は、リーマンショック後の雇用情勢の改善やデフレ脱却等経済状況検討会議における検討、厚生労働省内の提言型政策仕分けの指摘を受け、拡充した要件を順次平常化している。現在では、ピーク時に比べれば、対象者、支給額ともに大幅に減少していることから、大きな混乱なく平常化が進むことが期待される。

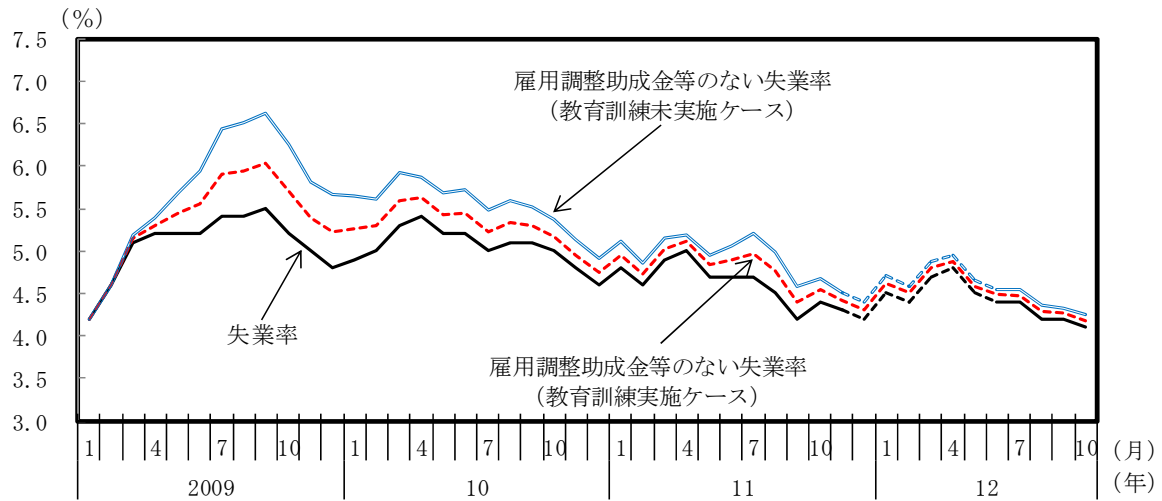
³¹ ここでの雇用維持率は以下の通り。

1-離職率（平成23年度の離職票交付枚数／平成22年度の被保険者数×100）

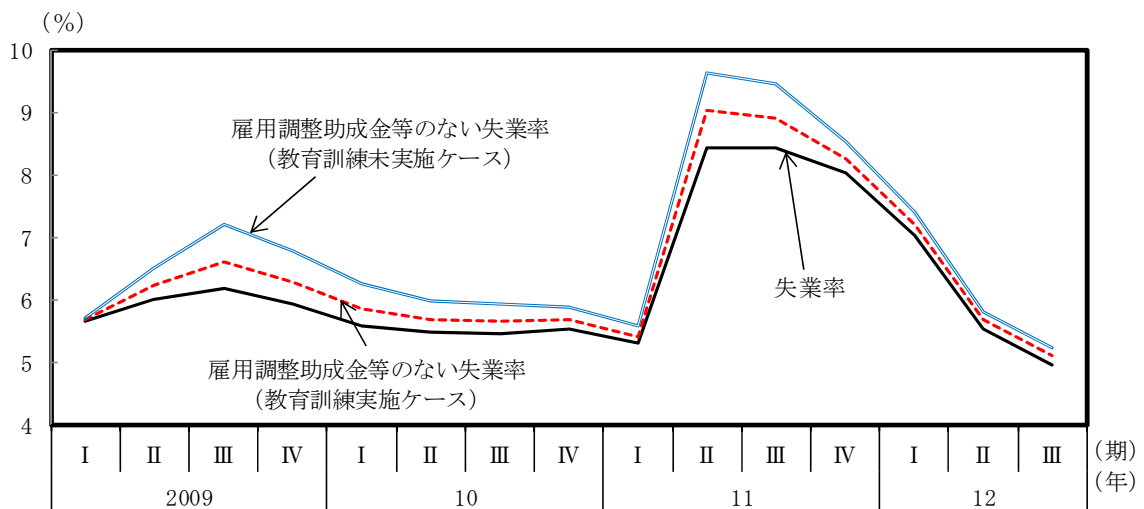
第1-3-15図 雇用調整助成金等による失業率抑制効果

失業率抑制効果は経済ショックが生じた際に高まる

(1) 全国



(2) 被災3県



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」、「労働力調査(詳細集計)」、「労働力調査特別調査」厚生労働省「職業安定業務統計」、「毎月勤労統計調査」、「雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況」により作成。
2. 雇用調整助成金等による失業率の抑制効果は、支給金額や対象者数(中小企業緊急雇用安定助成金と雇用調整助成金の差異を考慮するため、大企業及び中小企業別の対象者数)等を用いて推計。また、雇用調整助成金等では、休業期間中に教育訓練を行った場合、訓練費として加算が生じることがあり、教育訓練実施ケースでは、全員がこの加算を受けたものと仮定し推計している。なお、(1)の2011年3～8月の雇用調整助成金等のない失業率は、総務省の補完推計値による。推計方法は付注1-3を参照。

5 新たな経済対策

2012年11月30日、「日本再生加速プログラム」が閣議決定された。本プログラムでは、先行きの景気悪化懸念に対応し、デフレからの早期脱却と経済活性化に向けた取組を加速させることを目的として、同年10月26日に決定された予備費等の使用（第一弾の財政措置）に引き続き、第二弾、第三弾の財政措置により実施する施策及び財政措置を伴わない規制・制度改革等の施策がひとつのパッケージとして決定されている。ここでは、それらの内容及び経済効果について確認する。

（第一弾の財政措置を合わせて実質GDP比0.4%程度押し上げ）

第二弾の財政措置では、経済危機対応・地域活性化予備費及び復興予備費を使用して施策が実行されるが、その規模は国費ベースで8,803億円となっている（第1-3-16表）。

その第一の柱は、「日本再生戦略」における重点3分野（グリーン、ライフ、農林漁業）をはじめとする施策の実現前倒しであり、①グリーン（世界を主導するグリーン・エネルギー社会の創造）、②ライフ（ライフ・イノベーション創出及び医療・福祉の基盤強化）、③農林漁業（6次産業化の推進、意欲ある若者等の雇用の促進等）、④中小企業の活力発揮、国土・地域の活力向上、科学技術イノベーション等、⑤雇用対策、社会・生活基盤の構築、の5項目に5,354億円を措置している。

第二の柱は、東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に備えた防災・減災対策であり、①被災地の生活支援の強化、産業・雇用の立て直し、②学校の安全対策、③ゲリラ豪雨等への対応や地域の総合的防災力向上など、の3項目に3,448億円を措置している。

今回決定された第二弾と、先の第一弾とを合わせた財政措置の規模を見てみると、国費ベースで1.3兆円程度、事業費ベースで2.0兆円程度（中小企業金融などの融資規模を含めた事業規模は5兆円程度）となり、その経済効果は実質GDP比0.4%程度押し上げ、12万人程度の雇用を創出すると見込まれる。

また、こうした財政措置を加え、「日本再生加速プログラム」では、第三の柱として、民間の自由な創意工夫によって経済の活力を再生するという基本姿勢の下に、大胆かつ速やかに聖域なく規制・制度改革を推進するとともに、民間の融資・出資の促進策等を講じることとしている。これらの取組も、上記の効果に加えて、デフレ脱却と経済活性化に資する効果を発現すると期待される。

第1-3-16表 新たな経済対策（第二弾）における財政措置
予備費を使用し、国費ベースで8,803億円を措置

		(億円)
項目		金額
1.	「日本再生戦略」における重点3分野をはじめとする施策の実現前倒し	5,354
	(1) グリーン（世界を主導するグリーン・エネルギー社会の創造）	380
	再生可能エネルギー発電支援のための大型蓄電システム緊急実証事業	296
	電力需給対策のための自家発電設備導入緊急支援	80
	環境配慮型設備投資の緊急支援	4
	(2) ライフ（ライフ・イノベーション創出及び医療・福祉の基盤強化）	794
	iPS細胞を利用した創薬研究支援	20
	福祉・介護分野の施設整備や人材確保等	619
	感染症対策の推進	134
	子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	21
	(3) 農林漁業（農林漁業の6次産業化の促進、意欲ある若者等の雇用の促進など）	463
	6次産業化促進のための生産・出荷施設等の緊急整備	92
	農林漁業における新規就業者への緊急支援	31
	飼料価格高騰等への緊急対応	340
	(4) 中小企業の活力発揮、国土・地域の活力向上	1,296
	中小企業の資金繰り支援	951
	地域商業再生事業	10
	認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業	10
	国際競争力強化や防災・減災等に資する社会資本整備総合交付金	301
	通学路の緊急合同点検結果に基づく緊急対策	25
	(5) 雇用対策、社会・生活基盤の構築	2,420
	保育所・障害者施設等の整備	1,320
	雇用対策・生活保護受給者の就労支援等	1,100
2.	東日本大震災からの早期の復旧・復興及び大規模災害に備えた防災・減災対策	3,448
	(1) 被災地の生活支援の強化、産業・雇用の立て直し	1,612
	仮設住宅の機能の充実等（復興予備費）	781
	被災地域における地域医療の再生支援（復興予備費）	380
	被災地の中小企業の資金繰り支援（復興予備費）	243
	福島県医療機器開発・安全性評価センター整備（復興予備費）	134
	福島健康管理拠点の緊急整備（復興予備費）	60
	被災地の農業経営への緊急金融支援（復興予備費）	9
	原子力損害賠償の円滑化（復興予備費）	6
	(2) 学校の安全対策	1,083
	学校の耐震化等の推進	502
	学校の耐震化等の推進（復興予備費）	581
	(3) グリラ豪雨等への対応や、地域の総合的防災力向上など	754
	医療施設の耐震化	357
	河川等の緊急風水害・土砂災害対策及び道路・港湾の緊急老朽化対策	133
	農山漁村における豪雨等緊急対策	88
	地下タンク環境保全対策緊急促進事業	87
	災害復旧等事業	66
	被災者生活再建支援金補助金	21
	大規模災害時における応急対応体制の強化	1
合計		8,803

(備考) 1. 「日本再生加速プログラム」により作成。
2. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
3. 東日本大震災復旧・復興予備費を使用した施策には（復興予備費）と記載している。特になき場合は経済危機対応・地域活性化予備費を使用した施策を指す。